食料・農業・農村基本計画（令和２年３月）

～ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために ～

資料２－２

基本的な方針

「**産業政策**」と「**地域政策**」を**車の両輪**として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上**と**食料安全保障を確立**

施策推進の基本的な視点

- ✓ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ✓ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ✓ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ✓ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ✓ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ✓ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ✓ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ✓ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展

農林水産物・食品輸出額
4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)
生産農業所得 2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)
若者の新規就農
18,800人/年(09～13平均) → 21,400人/年(14～18平均)

国内外の環境変化

①国内市場の縮小と海外市場の拡大
人口減少、消費者ニーズの多様化
②TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
③頻発する大規模自然災害、新たな感染症
④CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

これまでの食料・農業・農村基本計画

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定
○ 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年

※ おおむね5年ごとに見直し

目標・展望等

食料自給率の目標

【カロリーベース】 37% (2018) → **45%** (2030)
(食料安全保障の状況を評価)

【生産額ベース】66% (2018) → **75%** (2030)
(経済活動の状況を評価)

【飼料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)
【食料国産率】 飼料自給率を反映せず、**国内生産の状況を評価するため新たに設定**
<カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018)→79% (2030)

<生産努力目標>
課題が解決された場合に、主要品目ごとに2030年における実現可能な国内の農業生産の水準を設定

食料自給力指標（食料の潜在生産能力）

農地面積に加え、**労働力も考慮**した指標を提示。また、新たに**2030年の見通し**も提示

【基本計画と併せて策定】

農地の見通しと確保

(2019) 439.7万ha → (2030) 見通し：414万ha
すう勢：392万ha ※施策を講じない場合

農業構造の展望
(農業労働力の見通し)

(2015) 208万人 → (2030) 展 望：140万人
すう勢：131万人 ※これまでの傾向が続いた場合

農業経営の展望

① 37の経営モデルを提示
② 小規模でも安定的な経営を行い農地維持等に寄与する事例を提示

講ずべき施策

1．食料の安定供給の確保

○ 新たな価値の創出による需要の開拓
○ グローバルマーケットの戦略的な開拓
（農林水産物・食品の輸出額：5兆円を目指す(2030)）
○ 消費者と食・農とのつながりの深化
○ 食品の安全確保と消費者の信頼の確保
○ 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
○ TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

2．農業の持続的な発展

○ 担い手の育成・確保
（法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進 等）
○ 多様な人材や主体の活躍
（中小・家族経営、農業支援サービス 等）
○ 農地集積・集約化と農地の確保
（人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働 等）
○ 農業経営の安定化
（収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進 等）
○ 農業生産基盤整備
（農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備）
○ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
（品目別対策、農作業等安全対策の展開 等）
○ 農業生産・流通現場のイノベーションの促進
（スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進 等）
○ 環境政策の推進
（気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進 等）

3．農村の振興

○ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
（複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環 等）
○ 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
（ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策 等）
○ 農村を支える新たな動きや活力の創出
（地域運営組織、関係人口、半農半Ｘ等のライフスタイル 等）
○ 上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

4．東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

5．団体に関する施策

6．食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

7．新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

施策の推進に必要な事項

①国民視点・現場主義に立脚、②EBPMの推進・「プロジェクト方式」による進捗管理、③効果的・効率的な施策の推進、④行政手続のデジタルトランスフォーメーション、⑤幅広い関係者・関係府省との連携、⑥SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進、⑦財政措置の効率的・重点的運用